

広島県告示第八百五十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和八年七月三十日

広島県知事 横 田 美 香

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
花條地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

豊田郡							群市・区
大崎上島町							町
東野							大字
花条							字
							地番
二五八八番	二五九〇番一	二五八九番	二五九二番	二五九五番一	二五九五番二	二五八四番	標柱番号
標柱一号、一一号及び一二号	標柱二号及び四号	標柱三号	標柱五号	標柱六号及び七号	標柱八号及び九号	標柱一〇号	

次に掲げる土地に存する標柱十三号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱十三号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

豊田郡		群市・区
大崎上島町		町
東野		大字
片山	花条	字
二六一〇番	二六一三番一	二五九六番一
標柱一八号	標柱一七号	標柱一三号、一四号、一五号及び一六号

二六二四番九	二六二四番九 地先県道敷	標柱四六号
二六一一番二 地先県道敷	標柱四七号	
標柱四八号		

次に掲げる土地に存する標柱五十号から五十七号までを順次結んだ線及び標柱五十号と五十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

群市・区	豊田郡				
町	大崎上島町				
大字	東野				
字	片山				
地番	二六二七番三	二六三〇番一	二六三一番	二六三二番六	二六二七番五 地先県道敷
標柱番号	標柱五〇号	標柱五一号	標柱五二号	標柱五三号、五四号、 五五号及び五六号	標柱五七号